

# 公認心理師の職責のポイント

四国大学 下坂 剛

## 1) 公認心理師法

第1条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### 第2条（公認心理師の業としての行為）

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

### 第3条（公認心理師になれない者の条件）

- 1 成年被後見人（精神上の障害により判断能力を欠くとし、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人）又は被保佐人（精神上の障害により判断能力が不十分であるとし、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人）
- 2 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他保険医療、福祉、又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その刑を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者

### 第41条

公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

### 第42条

公認心理師の業務を行うに当たっては、その担当する者に対し保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総

合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

#### 第44条

公認心理師でない者は、公認心理師という名称を用いてはならない。

〈罰則規定のまとめ〉

①秘密保持義務の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

②第43条には公認心理師が知識及び技能の向上に努めなければならないという努力義務が記載されているが、  
罰則規定はない。

③第49条によると、公認心理師でない者が公認心理師という名称を使用した場合等は、30万円以下の罰金に処  
される。

## 2) クライエントや患者らの安全確保

### 倫理的配慮

#### インフォームド・コンセント

インテーク面接から心理学的支援までの流れ、料金や時間、個人情報の取り扱いなど。

同意書等、書面が基本。

①秘密保持…原則としての秘密保持義務

#### 【例外】

1. クライエントに自傷他害の恐れがある場合

2. クライエントに虐待の可能性など、法律に抵触する行為があると判断される場合

②アセスメント…医学的治療の必要性の有無の判断

③リファー…心理学的支援以外の分野に係る場合、自分の受けた教育や訓練の範囲を超え

ていたり、自分の能力の限界以上の問題を抱えているクライエントのケース

## 物理的安全

- ①時間の制限…共倒れしないよう 1, 2週間に 1 回 50~60 分の枠組みで
- ②空間の制限…基本は 1 対 1 の対話できる場で
- ③ルールの制限（多重関係の禁止）…教師—生徒関係、恋愛関係などは心理的支援の妨げに
- ④料金の制限…一定金額であること。有料はクライエントのモチベーションにも影響

## 心理的安全

- ①治療契約を結ぶ…インターク面接で治療方針の説明と同意書への記入。

- ②信頼関係の構築（ラポール／リレーション）

支援者によるクライエントへの積極的関心をもつ&共感的理解

## 3) 公認心理師の 5 領域における具体的な業務

### 保健医療分野

- ①グループアプローチ

- ・デイケア…安全にゆったり過ごせる場を提供しつつ、生活習慣を作っていくたり、体調を整えつつ、病状回復や社会参加のためのプログラムに参加したりする。
- ・社会生活技能訓練（SST）…精神障碍者の自立が目標。社会生活の中で対人関係を円滑にしていくための必要なスキルの習得を目指す。
- ・就労支援…働くうえで必要な基礎的スキル
- ・院内レクリエーション…年に数回の旅行、クリスマス会など。

### ②教育活動

- ・家族教育…患者に家族としてどのようにかかわればよいか提案
- ・実習生や若手スタッフへの教育
- ・保健医療スタッフへの研修…スタッフのメンタルヘルスまでカバー

## 福祉分野

- ・行政系…児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、肢体不自由者更生施設などでの**心理判定員**
- ・精神保健福祉系…精神障害者生活支援センター、障害者就労支援センター、ハローワークなどで**生活や就労に関する相談員**

## 教育分野

- ・**スクールカウンセラー**…学校アセスメント、カウンセリング、コンサルテーション、特別支援教育に伴う合理的配慮検討、危機対応など。**チーム学校の一員**。医療機関や教育相談所等にリファーして連携も。
- ・**公立教育相談所**（多く**適応指導教室**も併設）…親子並行面接などカウンセリング、電話相談、就学相談、関係機関との連携会議、学校派遣などの業務。

## 司法・犯罪分野

- ・法務省関連…少年鑑別所、少年院、刑務所などでの心理職。**法務技官（心理）**。  
アセスメント、処遇意見の検討、外来相談、矯正教育。  
保護観察所などで**保護観察官**。
- ・裁判所関連…**家庭裁判所調査官**。少年犯罪・非行事件の担当、離婚問題、親権者問題など。
- ・厚生労働省関連…児童相談所の**児童心理司**。アセスメント、心理的支援。ソーシャルワーカーの児童福祉司との連携・協働。他に非行関連施設である児童自立支援施設での心理職。

## 産業・労働分野

- ・**一次予防**（未然防止、研修）、**二次予防**（重症化予防、早期発見・早期対応）、**三次予防**（再発予防、復帰支援）
- ・外部医療機関との連携、コンサルテーション、職場環境の整備と調整
- ・管理者・一般社員向けの研修…メンタルヘルス、職場適応、ハラスメント

#### 4) 自己課題発見・解決能力

反省的実践家…教師や看護師、カウンセラーなど対人サービスの専門家の独自性

技術的熟練者…機械工学や法学の科学的知識を実践に適用する専門家

心理職の成長モデル（ロンスタッツとスコウフォルト）

①素人援助者期→②初学者期→③上級生期→④初心者専門家期

→⑤経験を積んだ専門家期（臨床15年）→⑥熟練した専門家期（臨床20～25年）

**感情労働**（ホックシールド）…職務上感情のコントロールが不可欠な職業。→共感疲労

#### 5) 生涯にわたる自己研鑽

**スーパービジョン**…現実的な技術レベルで一般論から特定論への橋渡しができているかどうかをチェックし、

吟味する役割をとる（鑑ら）

〈種類〉

**マネジメントスーパービジョン**…勤務時間や記録、配置や担当ケースなどの管理や人事評価に加え、所属組織の方針や運営に添いながらバイジーの福利厚生や提供するケアの質を担保するため

**クリニカルスーパービジョン**…同職種間に限定されないスーパービジョンで、バイジーが援助職としてのスキルや知識、態度などの能力向上のための指導やサポート、迷いや傷つき体験などへの対応の管理。

**プロフェッショナルスーパービジョン**…同職種間で行われ、専門領域における能力や倫理規定の遵守など、専門家としての成長に特化。

## 6) 他職種連携・地域連携

生物一心理一社会モデルにもとづき、チーム医療、チーム学校など連携によるアプローチ。

〈チーム医療のポイント（花村）〉

- ①チームとは何かを知る
- ②アクセスしやすい専門職であること
- ③常にチーム全体を含むアセスメントをすること
- ④患者、家族もチームの一員とみなしお必要な関係職種が集まってチームを組むこと
- ⑤ほかの専門職を知ること、相手を尊敬すること
- ⑥自分の役割と限界を知ること
- ⑦他職種協働だけでなく、同じ職種間での協働、連携、交流にも気を配ること

（参考文献）野島一彦編 2018 「公認心理師の職責」遠見書房

福島哲夫編 2018 公認心理師必携テキスト 学研メディカル秀潤社